

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和元年度の将来原価接続料等の再算定)について

(諮問第3120号)

<目次>

1 諮問書資料97－1－1

2 再申請概要資料97－1－2

3 審査結果資料97－1－3

別添 1 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)

別添 2 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

補足資料 1 接続料と利用者料金との関係の検証
について (写) (東日本) ※

補足資料 2 接続料と利用者料金との関係の検証
について (写) (西日本) ※

※ 委員限りの資料のため省略。

諮 問 第 3 1 2 0 号
令 和 元 年 6 月 2 8 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真鉾

諮 問 書

東日本電信電話株式会社（代表取締役社長 井上 福造）及び西日本
電信電話株式会社（代表取締役社長 小林 充佳）から、令和元年6月
24日付け東相制第19-00031号及び西設相制第3号により、電気通信事業
法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更
の認可再申請があった。

当該申請について審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合し
ていると認められるため、同項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、同法第169条第1号の規定により諮問する。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の 認可再申請に関する説明 (令和元年度の将来原価接続料等の再算定)

- ① 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定
- ② 総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正
- ③ 通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)
- ④ フレキシブルファイバの取扱いの適正化

令和元年6月

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

光ファイバの経済的耐用年数については、本審議会においても、「現行の耐用年数が採られてから既に10年近くが経過しようとしていることに鑑み、…見直しに向けて早期に対応する必要がある」などとしてきたところ(※1)であるが、総務省に対する報告(※2)によると、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」及び「光ファイバの撤去率」をもとにした耐用年数の推計結果を踏まえ、総合的に検討した結果、以下「1. 耐用年数」の表に掲げるとおり令和元年度期首より見直すこととしたとのことであり、将来原価方式により算定されている以下「2 改定対象となる接続機能」の表に掲げる機能について、令和元年度接続料が再算定された。(将来原価の予測の合理性を維持するため、既に予測され認可された令和元年度の原価等の変更が必要となる)

※1: 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成30年度の接続料の新設及び改定等)について」(資料87-1)考え方5

※2: 令和元年6月17日付け東経企営第19-00043号(NTT東日本)、同日付け西企営第48号(NTT西日本)

1. 耐用年数

	現行	見直し後
架空光ファイバ	15年	20年
地下光ファイバ	21年	28年
海底光ファイバ	13年	21年

2. 改定対象となる接続機能

機能名
端末回線伝送機能(光信号端末回線にて伝送を行う機能)
端末回線伝送機能(光信号主端末回線にて伝送を行う機能)
端末回線伝送機能(複数年段階料金を適用するもの)
端末回線伝送機能(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)
一般中継系ルータ交換伝送機能
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能※
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能※
関門交換機接続ルーティング伝送機能※
イーサネットフレーム伝送機能

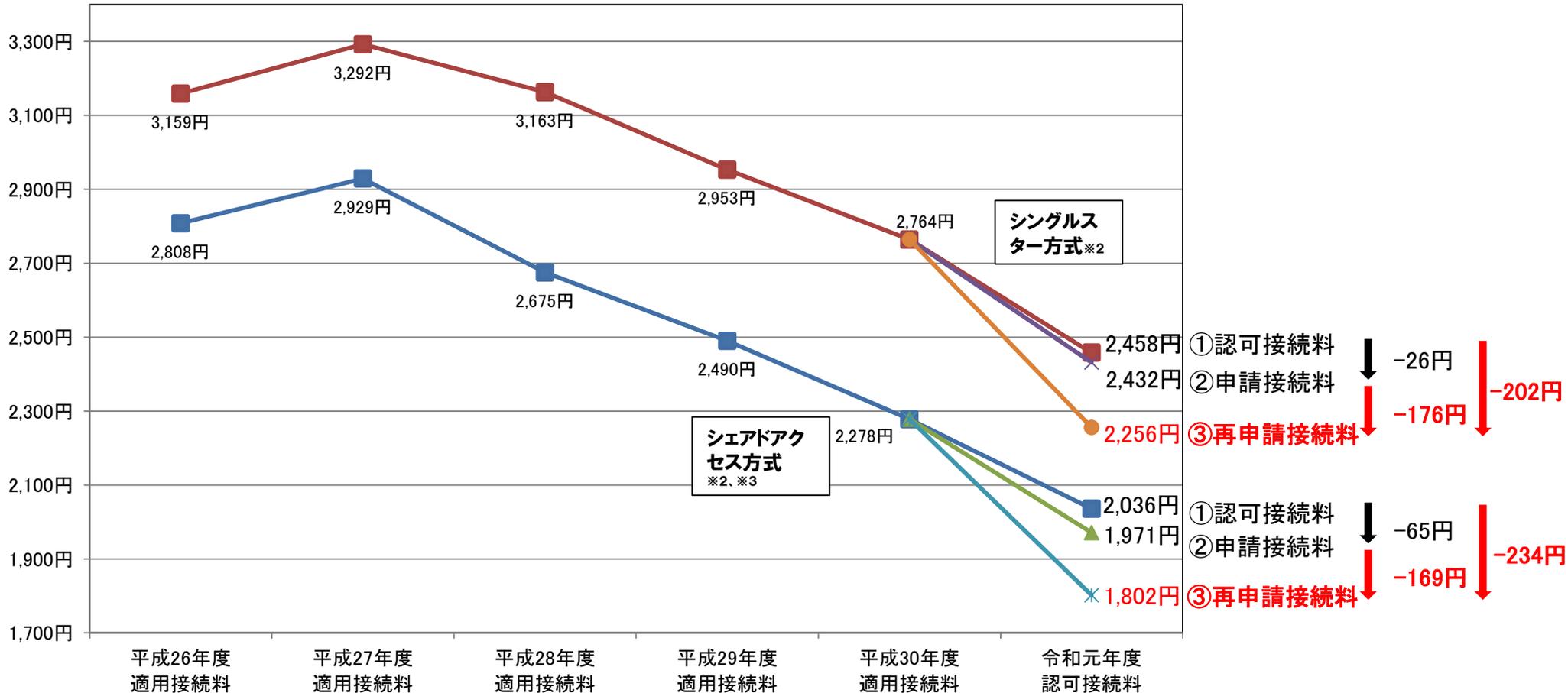
※法定機能を組み合わせて算出されている適用接続料

加入光ファイバ接続料の推移(1)

○ NTT東日本・西日本の加入光ファイバ接続料について、①平成28年度認可の今年度適用金額、②平成31年3月に申請された今年度適用金額(※1)及び③今回再申請された今年度適用金額を比較するとともに、6年分の推移を表すと、以下のとおり。

※1:平成29年度における収入と原価の差額に係る見込値と実績値の乖離額を、令和元年度の接続料原価に算入することについて、3条許可が申請された。

【NTT東日本】

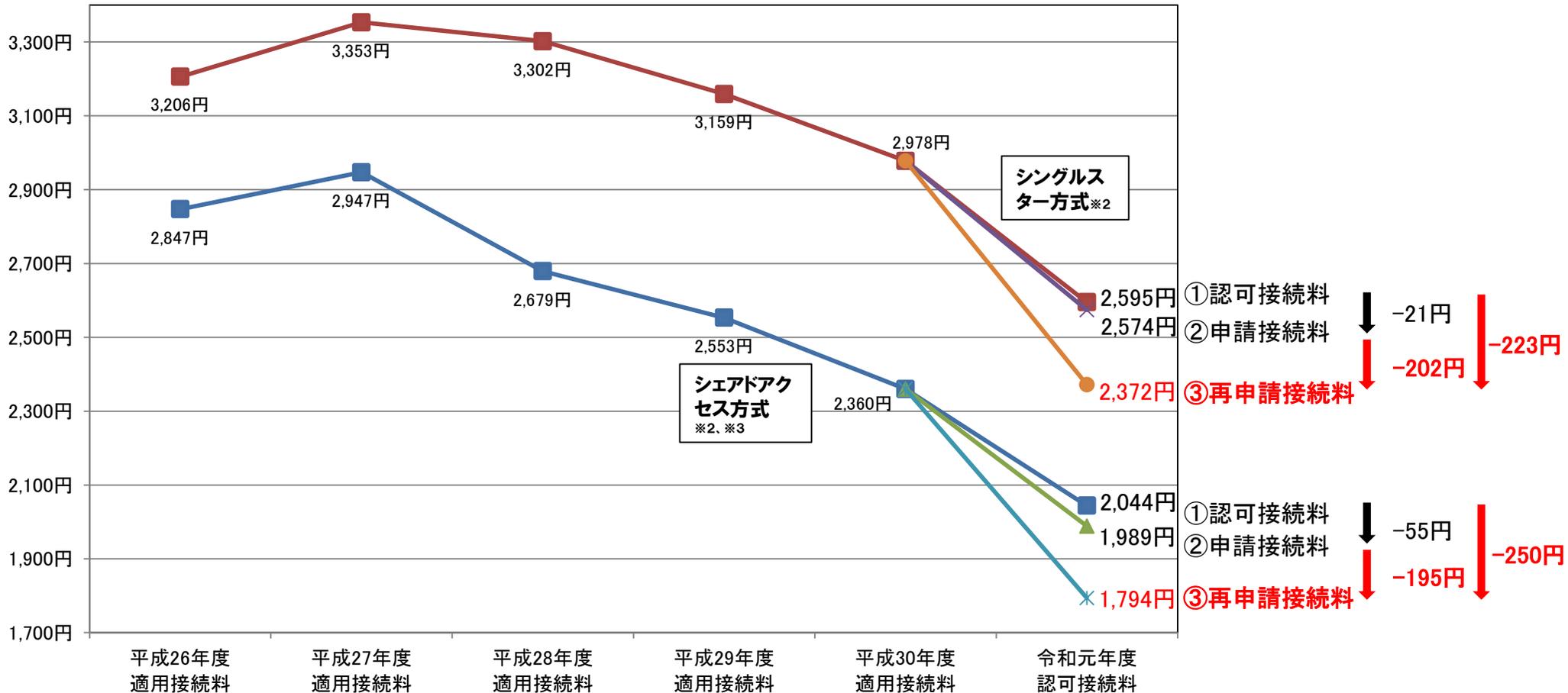


※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の令和元年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成28年度適用接続料(東:75円、西60円)であり、令和元年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:31円、西:21円))。

加入光ファイバ接続料の推移(2)

【NTT西日本】



※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の令和元年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:75円、西60円)であり、令和元年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:31円、西:21円))。

シェアドアクセス方式に係る接続料(令和元年度)

○ NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)の各種設備(光屋内配線～主端末回線)を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、再申請では次のとおり。

〔収容数別に見た接続料の合計額(NTT東日本の場合)〕

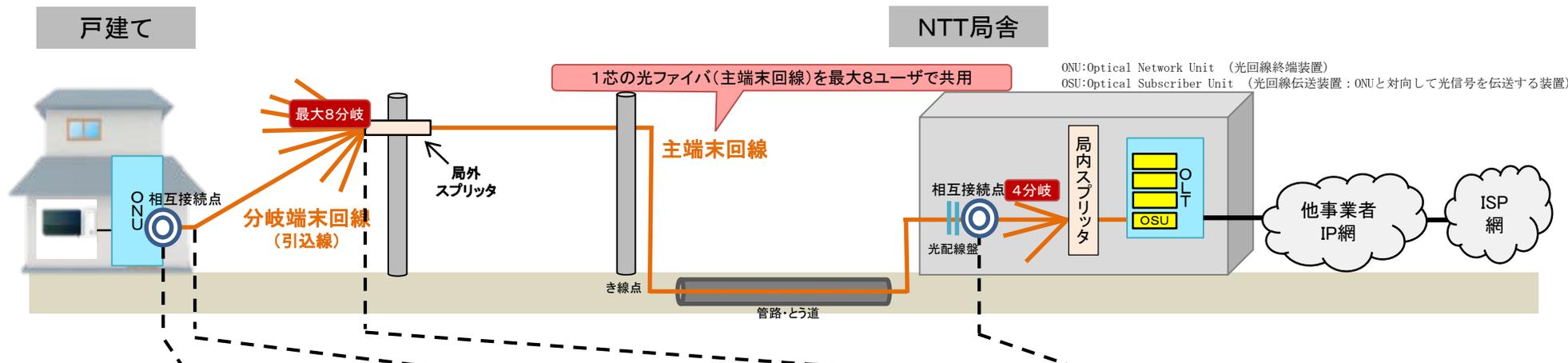
収容数	接続料合計	収容数	接続料合計
1	2,428円(2,951円)	5	986円(1,129円)
2	1,527円(1,812円)	6	926円(1,053円)
3	1,227円(1,432円)	7	883円(998円)
4	1,077円(1,243円)	8	851円(958円)

※括弧内はH30年度接続料

〔収容数別に見た接続料の合計額(NTT西日本の場合)〕

収容数	接続料合計	収容数	接続料合計
1	2,555円(3,135円)	5	1,120円(1,247円)
2	1,658円(1,955円)	6	1,060円(1,168円)
3	1,359円(1,562円)	7	1,017円(1,112円)
4	1,210円(1,365円)	8	985円(1,070円)

※括弧内はH30年度接続料



申請接続料※1	光屋内配線加算額※2	光信号分岐端末回線	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	186円(189円) /分岐端末回線	399円(440円) /分岐端末回線	41円(44円) /分岐端末回線	1,802円(2,278円) /主端末回線
NTT西日本	178円(178円) /分岐端末回線	513円(517円) /分岐端末回線	70円(80円) /分岐端末回線	1,794円(2,360円) /主端末回線

(括弧内はH30年度接続料)

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。

※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。

光ファイバの耐用年数の見直し等に伴う将来原価接続料の算定について(1)

○ 加入光ファイバ以外も含めて、将来原価接続料に関し、平成31年3月の認可申請における金額と、耐用年数の見直しを反映させた金額を比較すると、以下のとおり。

【NTT東日本】

(単位:円)

機能名	単位	①反映後 接続料※1	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料	
				①-②	(①-②)/③ (単位:%)		
光信号端末回線伝送機能 (加入光ファイバ)	(光信号端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	2,256	2,432	▲176	▲6.4%	2,764
	(光信号主端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	1,802	1,971	▲169	▲7.4%	2,278
	(複数年段階料金を適用するもの)	1回線ごとに月額	1,611	1,736	▲125	▲6.3%	1,980
	(端末回線を收容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)	1回線ごとに月額	3,560	3,742	▲182	▲4.4%	4,149
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに月額	0.00018151	0.00018161	▲0.00000010	▲0.0%	0.00020210
一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (收容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般收容局ルータにおける1IP通信網收容装置ごとに月額	1,204,917	1,205,161	▲244	▲0.0%	1,348,049	
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月額	4,812,500	4,812,500	0	0.0%	5,041,667	
関門交換機接続ルーティング伝送機能※3 (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.31	1.31	0.00	0.0%	1.40	
イーサネットフレーム伝送機能(NTT東日本・西日本のみ) (イーサネット)	単料料金区域ごとに月額	371,717	371,817	▲100	▲0.0%	412,026	

※1 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う影響を反映した料金額。総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正に伴う影響については、反映していない。

※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

光ファイバの耐用年数の見直し等に伴う将来原価接続料の算定について(2)

【NTT西日本】

(単位:円)

機能名	単位	①反映後 接続料※1	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料	
				①-②	(①-②)/③ (単位:%)		
光信号端末回線伝送機能 (加入光ファイバ)	(光信号端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	2,372	2,574	▲202	▲6.8%	2,978
	(光信号主端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	1,794	1,989	▲195	▲8.3%	2,360
	(複数年段階料金を適用するもの)	1回線ごとに月額	1,570	1,703	▲133	▲6.6%	2,020
	(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)	1回線ごとに月額	4,304	4,512	▲208	▲4.3%	4,796
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに月額	0.00022798	0.00022828	▲0.00000030	▲0.1%	0.00028088
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能) <NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,602,938	1,603,767	▲829	▲0.0%	1,712,989	
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能) <NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月額	4,270,833	4,270,833	0	0.0%	4,229,167	
関門交換機接続ルーティング伝送機能※3 (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.465	1.467	▲0.001	▲0.1%	1.62	
イーサネットフレーム伝送機能(NTT東日本・西日本のみ) (イーサネット)	単位料金区域ごとに月額	514,463	514,563	▲100	▲0.0%	535,616	

※1 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う影響を反映した料金額。総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正に伴う影響については、反映していない。

※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

- NGN接続料(IGS接続)の需要の予測値は、前々算定期間のひかり電話のトラヒック実績を基に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施設数の変動等を加味して算定する(原価算定根拠)とされ、より具体的には、1加入当たりトラヒック(通信回数)変動率としては、総務省公表のトラヒック値により固定発着の1加入当たり通信回数を推測(※1)する方法が採られ、その対前年変動率の平成20年度以降の平均(平成31年3月の申請接続料では、平成29年度までの10年平均)が採用されている。
- これについて、総務省公表のトラヒック値(平成30年1月31日公表)に誤りがあり、認可申請後、平成31年3月26日に修正値が公表されたため、当該修正を反映する必要が生じた。また、認可申請時には未公表であった平成29年度の値が同時に公表されたため、それを併せて反映することが適当であることにもなった。
- これらの修正については、今回の再申請において対応するよう、総務省から要請(※2)した。
- なお、影響は下表のとおり軽微である。

※1:次々頁のとおり、総務省調査「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」を使用して推測。平成29年度については同調査結果が申請時に未公表(平成31年3月26日公表)であったため平成27・28年度の平均で外挿。

※2:「令和元年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(令和元年6月21日付け総基料第38号)

【NTT東日本】

(単位:円)

機能名	単位	①再申請 接続料	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料
				①-②(内、音声トラヒック統計誤り修正の影響額)	(①-②)/③ (単位:%)	
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの) 1Mbitまでごとに 月額	0.00018151	0.00018161	▲0.00000010 (▲0.00000000)	▲0.0% (▲0.0%)	0.00020210
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,204,897	1,205,161	▲264 (▲20)	▲0.0% (▲0.0%)	1,348,049
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月 額	4,812,500	4,812,500	0 (0)	0.0% (0.0%)	5,041,667
関門交換機接続ルーティング伝送機能※ (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.311	1.314	▲0.003 (▲0.003)	▲0.2% (▲0.2%)	1.40

※ 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正について(2)

【NTT西日本】

(単位:円)

機能名	単位	①再申請 接続料	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料
				①-② (内、音声トラヒック統計誤り修正の影響額)	(①-②)/③ (単位:%)	
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの) 1Mbitまでごとに 月額	0.00022798	0.00022828	▲0.00000030 (▲0.00000000)	▲0.1% (▲0.0%)	0.00028088
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,602,938	1,603,767	▲829 (▲0)	▲0.0% (▲0.0%)	1,712,989
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月 額	4,270,833	4,270,833	0 (0)	0.0% (0.0%)	4,229,167
関門交換機接続ルーティング伝送機能※ (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.462	1.467	▲0.004 (▲0.003)	▲0.3% (▲0.2%)	1.62

※ 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

- 設備管理運営費の予測値は、基本として、前々算定期間(2年前)の実績値を基にして取得固定資産の増減率等と効率化率(毎年度▲3%)を加味して算定。(装置本体等の減価償却費は投資額を考慮して個別に算定。その他具体的方法は網使用料算定根拠に記載)
- 需要の予測値は、前々算定期間のひかり電話のトラフィック実績を基に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施設数の変動等を加味して算定する(原価算定根拠)とされ、より具体的には、以下の方法を採用。
- いずれの方法も、平成20(2008)年度適用接続料の算定で採用された後、基本的に変更されることなく継続している。

【IGS接続の通信回数の予測値の算定方法】(通信時間も同様の方法で算定)

呼の類型別に、前々算定期間のそれぞれの実績値に対して、それぞれ次の各変動率を合算したものを乗じて予測値を算定。

呼の類型	ひかり電話施設数の変動率		通信先施設数の変動率 (⇔の下に記載の電話種類の施設数の変動率)		1加入当たりトラフィック(通信回数)変動率	
	個別／共通 (類型ごとの値かどうか)	算定方法	個別／共通	算定方法	個別／共通	算定方法
NGNひかり電話⇔NTT東日本の固定電話	共通	NTT法の総務大臣認可を受け事業計画に記載の値を採用(この表で単に「事業計画値」という)	個別	事業計画値	共通	総務省公表のトラフィック値により固定発着の1加入当たり通信回数を推測(※)し、その対前年変動率の平成20年度以降の平均(今回申請接続料では、平成29年度までの10年平均) ※総務省調査「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」を使用して推測。
NGNひかり電話⇔NTT西日本の固定電話	共通		個別	事業計画値	共通	
NGNひかり電話⇔他事業者	共通		個別	総務省公表の契約数を使いNTT東西以外の施設数を算定した上でその前々算定期間まで3年間の増減数の平均値で直近2年を外挿	共通	

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

○ 通信用建物の年額料金(コロケーションのスペース代の一部)について、NTT西日本から総務省に対し、平成31年3月に認可申請した金額に誤りがあったため再申請を行うとの報告があった(※1)。具体的には、今年度より算定作業効率化の観点から、通信用建物料金において算定用ツールを導入したところ、通信用建物の正味固定資産価額を算定するプロセスにおいて、ロジックエラーにより(1)本来控除すべき原価要素の一部(二重床)の控除漏れ(※2)及び(2)原価要素の一部の積算漏れが生じたとのことである。

○ NTT西日本は、発覚・判明後速やかに事象の内容及び本来の金額を一般公表するとともに全ての接続事業者に周知しており、また、算定用ツールの導入・変更時の正常性確認作業の抜本的見直し(過去データを用いた動作検証等)、補正が必要な場合の算定ツール等による対応の徹底などの抜本的な再発防止策を講ずるとしている。

○ なお、NTT西日本からは、コロケーション料金のうち通信用建物料金のみが再申請となることで認可が行われた際の遡及精算が二度にわたるため、接続事業者の事務処理負担を軽減する観点から、コロケーション料金全体が再申請に係る認可が行われた後の実施となるよう補正申請(本年3月の申請に対する補正)が実施された。

○ 平均額、総額における影響額は、次のとおり。NTT西日本全体の2715箇所の通信用建物のうち、影響を受けたのは1283箇所。

※1: 令和元年6月17日付西設相制第000040号。接続事業者の指摘で発覚したとのこと。

※2: 手作業による補正も適切に行われなかったとのことである。

(1) 通信用建物の料金(平均額)への影響額

(年額、単位:円/m²、【】内は調整額加算前の数値)

区分	再申請予定料金	資料94-2(※)	申請値	平成30年度平均額
通信用建物 平均額	21,262円 【20,775円】	19,698円 【19,991円】	22,643円 【21,467円】	21,448円 【20,972円】
平成30年度 平均額との差分	▲186円(▲0.87%) 【▲197円(▲0.94%)】	▲1,750円(▲8.16%) 【▲981円(▲4.68%)】	1,195円(5.57%) 【495円(2.36%)】	—

※ 令和元年度適用接続料の諮問時の電気通信事業部会(第94回)において使用した説明資料(資料94-2)において、通信用建物料金の平均額としてロジックエラーのある算定用ツールで算出された数値に基づくものを使用しており、誤った金額を記載してしまっていることが判明。

(2) 総額への影響

(年額、単位：百万円)

区分	再申請予定料金 の場合	申請料金の場合	平成30年度総額
年間想定総額	1,637	1,830	1,640
平成30年度総額と の差分	▲3 (▲0.2%)	190 (▲11.6%)	—

注：平成30年度末時点における事業者のコロケーションリソース利用量より推計

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正

通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

フレキシブルファイバの取扱いの適正化

フレキシブルファイバの取扱いの適正化について

○ いわゆる「フレキシブルファイバ」について、省令（電気通信事業報告規則）に基づく固定端末系伝送路設備に関する定期報告について報告内容の正確性を期すよう総務省から報告義務対象事業者に対して一斉に行われた要請（※1）を受け精査した際に、NTT東日本・西日本から、「フレキシブルファイバ」に用いる伝送路設備を固定端末系伝送路設備として取り扱うべきことが判明したとの報告があった。

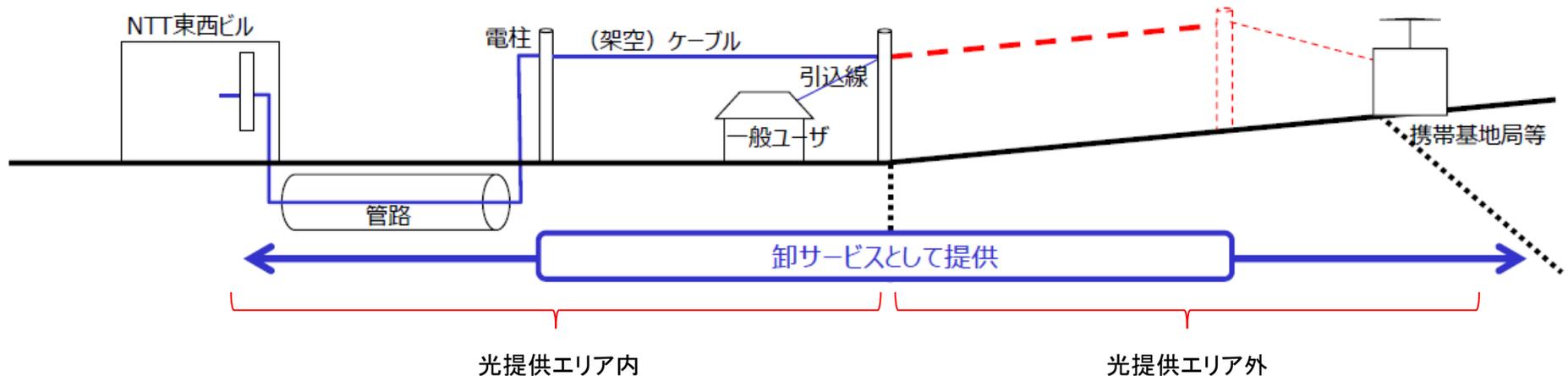
（固定端末系伝送路設備は、指定告示（平成13年総務省告示第243号）により、第一種指定電気通信設備に指定されていることから、フレキシブルファイバに用いる伝送路設備もその対象として取り扱われることとなる。）

○ NTT東日本・西日本は、同報告において、フレキシブルファイバは、既存設備が存在しないエリア（光未提供エリア）において利用事業者の要望に基づき当該利用事業者の代わりに新たに設備を構築するものであり、卸電気通信役務による提供を前提にその提供条件を定めていることから相互接続による提供は困難としており、加入光ファイバに係る接続料の再算定に当たって、フレキシブルファイバに係る費用を接続料原価から除くとともにフレキシブルファイバを接続機能の対象外とする内容（※2）の再申請が行われた。

※1 「固定端末系伝送路設備設置状況報告について」（平成31年4月23日付け総基料第76号）

※2 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条による許可が併せて申請された。

フレキシブルファイバの概要



携帯電話事業者等に対し、既存設備が存在しないエリア（光未提供エリア）等において、個別設備を設置し、既存設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス。

提供形態は、これまで、卸電気通信役務のみであり、相互接続での提供は受け付けていない。

審査結果

(令和元年度の将来原価接続料等の再算定について)

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

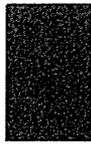
審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	適	接続料は接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。なお、フレキシブルファイバに係る接続料については別記のとおり。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)エ)	—	変更事項なし
5 施行規則第23条の4第2項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ)	適	【施行規則第23条の4第2項第1号から第1号の3までに係る事項】 変更事項なし 【施行規則第23条の4第2項第2号に係る事項】 (NTT 東日本) 変更事項なし (NTT 西日本) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物の場所に関して他事業者が負担すべき金額について、適正かつ明確に定められていると認められる。 【施行規則第23条の4第2項第3号から第12号までに係る事項】 変更事項なし
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	本件申請中の料金表に定める接続料は、接続料規則第3章から第6章までの規定に基づいて算定された原価及び利潤に照らし、公正妥当なものと認められる。接続料と利用者料金の関係の検証の結果については、補足資料1及び補足資料2のとおり。
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合	適	自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。

の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))		
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

本件申請においては、接続料規則第 3 条ただし書の規定に基づき、フレキシブルファイバについて、利用事業者が個別設備の設置及び維持管理に係る費用を全額負担することを前提に加入者ダークファイバ相当のサービスの提供を要望する場合において、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が個別設備を設置し、既存設備区間の設備と組み合わせ提供サービスに係る固定端末系伝送路設備の費用を加入光ファイバに係る接続料原価から除外するとともに、当該固定端末系伝送路設備について接続料を設定しないこととする旨の許可を求める申請が併せて行われている。

当該申請については、フレキシブルファイバは、利用者が個別設備及びこれと一体をなす既存設備を占有する実態を踏まえれば、その提供に係る費用は加入光ファイバに係る接続料として加入光ファイバを利用する全事業者が広く負担するのではなく、当該利用事業者が個別に負担することが適当であることに加え、「既存設備が存在しないエリア(光未提供エリア)において、利用事業者の要望に基づき、当該利用事業者の代わりに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が新たに設備を構築するものであり、提供に当たっては卸電気通信役務での提供を前提にその提供条件を定めていることから、相互接続による提供は困難」とする申請者の説明を踏まえると、これを認めなかった場合の利用事業者への影響も考慮して、特別なものとして一定の合理性があると判断することはやむを得ないと考える。



別添1

接続約款変更認可申請書

東相制第19-00031号
2019年6月24日

総務大臣
石田 真敏 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしや

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞ

代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。なお、本申請は2019年3月20日付け東相制第18-00108号をもって提出しました接続約款変更認可申請書の内容の一部を変更するものです。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧				
第1表 接続料金				
第1 網使用料				
2 料金額				
2-1 端末回線伝送機能				
2-1-1 基本額				
2-1-1-1 基本料				
月額				
区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	4,149 円
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	8,944 円
2-1-1-1の2～2-4 (略)				
2-4の2 音声パケット変換機能				
区 分		単 位	料金額	備 考
音声パケット変換機能	IGSで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0011631円	—
2-5～2-6の2 (略)				
2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能				
2-6の3-1 (略)				
2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額				
都道府県の区域ごとに月額				
区 分		料金額	備 考	

新				
第1表 接続料金				
第1 網使用料				
2 料金額				
2-1 端末回線伝送機能				
2-1-1 基本額				
2-1-1-1 基本料				
月額				
区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	3,560 円
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	8,360 円
2-1-1-1の2～2-4 (略)				
2-4の2 音声パケット変換機能				
区 分		単 位	料金額	備 考
音声パケット変換機能	IGSで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0013963円	—
2-5～2-6の2 (略)				
2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能				
2-6の3-1 (略)				
2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額				
都道府県の区域ごとに月額				
区 分		料金額	備 考	

イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	54,809円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	72,663円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	85,789円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	96,337円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	105,596円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	113,781円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	121,106円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	127,787円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	134,038円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	140,074円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	185,824円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	219,113円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	246,385円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	270,005円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,831円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	309,939円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	327,328円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	343,427円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	358,668円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	476,692円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	563,562円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	634,747円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	696,263円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	751,118円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	800,817円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	846,649円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	889,472円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	929,717円		

イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	51,160円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	67,697円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	79,805円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	89,699円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	98,183円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	105,863円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	112,535円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	118,806円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	124,673円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	130,139円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	172,510円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	203,609円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	228,870円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	250,709円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	270,133円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	287,543円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	303,746円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	318,741円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	332,931円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	442,821円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	523,724円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	590,134円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	647,887円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	699,401円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	746,284円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	789,544円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	829,986円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	868,012円		

2-6の3-3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	160,722円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	213,190円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	251,813円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	282,882円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	310,176円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	334,322円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	355,951円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	375,692円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	394,174円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	412,026円

2-6の3-3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	145,765円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	192,965円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	227,558円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	255,847円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	280,125円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	302,111円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	321,232円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	339,206円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	356,035円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	371,717円

	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	547,755 円	
	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	646,979 円	
	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	728,581 円	
	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	799,484 円	
	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	862,204 円	
	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	919,890 円	
	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	972,540 円	
	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,021,414 円	
	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,067,771 円	
	2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,430,636 円	
	3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,702,241 円	
	4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,927,901 円	
	5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,125,240 円	
	6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,303,067 円	
	7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,465,790 円	
	8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,617,183 円	
	9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,759,765 円	
	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,894,795 円	

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区 分		単 位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1 通信ごとに	0.88805円	

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	493,585 円	
	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	583,361 円	
	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	656,520 円	
	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	719,936 円	
	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	776,476 円	
	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	827,285 円	
	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	874,656 円	
	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	918,589 円	
	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	960,229 円	
	2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,285,519 円	
	3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,528,289 円	
	4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,729,800 円	
	5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	1,906,669 円	
	6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,065,774 円	
	7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,211,699 円	
	8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,347,309 円	
	9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,474,896 円	
	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,595,607 円	

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区 分		単 位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1 通信ごとに	0.77566円	

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(23) 一般 收容局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般收容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	一般收容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,348,049円	—
(24) 一般 中継局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	1ポートごとに月額	5,041,667円	—
(25) 閉門 交換機 接続ル ーティ ング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.88805円	—
		1秒ごとに	0.0016638円	—

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 一般 中継系 ルータ 交換伝 送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換又は伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00024252円
		イ 高優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00023443円
		ウ 優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00020210円
		エ ベストエフォ ートクラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00020210円

(23) 一般 收容局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般收容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	一般收容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,204,897円	—
(24) 一般 中継局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	1ポートごとに月額	4,812,500円	—
(25) 閉門 交換機 接続ル ーティ ング伝 送機能	端末系ルータ交換機能、一般收容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.77566円	—
		1秒ごとに	0.0018592円	—

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 一般 中継系 ルータ 交換伝 送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00019715円
		イ 高優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00019559円
		ウ 優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00018151円
		エ ベストエフォ ートクラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00015647円

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

第1章 総則
(用語の定義)
第3条 (略)

用語	意味
1～89-2 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。））以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）

第1章 総則
(用語の定義)
第3条 (略)

用語	意味
1～89-2 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。））以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。）

料金表

第1表 接続料金

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	
		① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①A欄に規定する料金額	
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①B欄に規定する料金額	

料金表

第1表 接続料金

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	
		1回線ごとに	第6欄ア(7) ①欄に規定する料金額	

1項の表中第5欄で接続する場合)		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規定する料金額		
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規定する料金額		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額
	エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)		(略)	(略)	(略)	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,305円		
② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		4,687円				
(4)～(5)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する	ア 光信号端末回線(光局外ブリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円	
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円		
			② 保守の区別がタイプ	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円	

1項の表中第5欄で接続する場合)		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②欄に規定する料金額		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③欄に規定する料金額		
	エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)		(略)	(略)	(略)
		(ウ) (7)(イ)以外のもの			1回線ごとに	4,275円
(4)～(5)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第	ア 光信号端末回線(光局外ブリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じ	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,075円	

場合)	帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	1-2のもの	B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円
		③ ①以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,652円
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,343円
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円
		③ ①②以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,652円
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,343円

1項の表中第1-3欄で接続する場合)	行う機能	とします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,075円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,137円	
			(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,075円
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,137円

イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,278円	—
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,990円	
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,278円	
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,990円	
	(ウ) (イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,342円	
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,045円	

イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,802円	—
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,802円	
	(ウ) (イ)以外のもの	1回線ごとに	1,852円	

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 （第5条 （標準的 な接続箇 所）第1 項の表中	光信号主端 末回線（光 局外スプリ ッタを含 むもの に限 ります。） により1 芯にて 伝送を行 う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,980円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 （第5条 （標準的 な接続箇 所）第1 項の表中	光信号主端 末回線（光 局外スプリ ッタを含 むもの に限 ります。） により1 芯にて 伝送を行 う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,611円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

第1-3 欄で接続 する場 合)	能		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる513円のうち、503円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	
		(イ) 平成31 年4月1 日から平 成32年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、351円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる351円のうち、344円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	
		(ウ) 平成32 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成32年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7) 欄に規定する料 金額に、305円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる305円のうち、298円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	
		イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも	(7) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	1,980円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。

第1-3 欄で接続 する場 合)	能		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料金 額に、351円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる351円のうち、344円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	
		(イ) 令和2 年4月1 日から令 和3年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで適 用する2-1-1 -1第6欄イ (7)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
			1回線 ごとに	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで適 用する2-1-1 -1第6欄イ (7)欄に規定す る料金額に、305 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる305円のうち、298円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	
		(ウ) 令和3 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	令和3年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7) 欄に規定する料 金額に、195円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる195円のうち、191円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	
		イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも	(7) 平成31 年4月1 日から令 和2年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	1,611円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。

	の		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ ア以外のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,035円
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

	の		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる195円のうち、191円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ ア以外のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,656円
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、200円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる200円のうち、196円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分				単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する	ア (略)			(略)	(略)	(略)
	イ 1	(7) (イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) ①欄に規定する料金額	

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サ	ア (略)	(略)	(略)	(略)

施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	のもの	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ) ②欄に規定する料金額	
			① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	189円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	183円	
	ウ (略)			(略)	(略)	
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)			(略)	(略)	
イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,278円		
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,990円		
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,278円		
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,990円		
	(ウ) (イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,342円		
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,045円		

ービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1芯のもの	(7) (イ)以外のもの	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額	
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	181円	
			ウ (略)	(略)	(略)
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)		(略)	(略)	
イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号主端末回線ごとに	1,802円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線ごとに	1,802円	
	(ウ) (イ)以外のもの		1光信号主端末回線ごとに	1,852円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,980円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,611円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		1,980円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額			接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額			接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額				接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額				接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる195円のうち、191円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		1,611円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額			接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額			接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額				接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額				接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,035円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
1 光信号主端末回線ごとに			2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、195円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる195円のうち、191円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,656円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
1 光信号主端末回線ごとに			2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、320円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる320円のうち、313円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

			(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、200円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる200円のうち、196円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-----------------------	---------------	--	--

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

1～7（略）

（端末回線伝送機能の経過措置）

8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄工欄(ア)欄及び(イ)欄並びに2-1-1-2第1欄ウ欄に係るものに限ります。）に係る提供条件についてはなお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

		区 分		単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	2 芯 式 の もの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに 5,150円	
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに 4,550円	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに 5,150円		
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに 4,550円		

イ 加算料

		区 分		単 位	料金額	備 考
--	--	-----	--	-----	-----	-----

附 則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）

1～5（略）

（端末回線伝送機能の経過措置）

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄工欄(ア)欄及び(イ)欄並びに2-1-1-2第1欄ウ欄に係るものに限ります。）に係る提供条件についてはなお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

		区 分		単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	2 芯 式 の もの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	4,150円	
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	4,150円	

イ 加算料

		区 分		単 位	料金額	備 考
--	--	-----	--	-----	-----	-----

専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	2芯式のもの	ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	378円	_____
		イ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	366円	_____

専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	2芯式のもの	1回線ごとに	362円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。



別添2

接続約款変更認可申請書

西設相制第 3 号
2019 年 6 月 24 日

総務大臣
石田 真敏 殿

郵便番号 540-8511

おおさかのおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充



登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。なお、本申請は2019年3月20日付け西設相制第6号をもって提出しました接続約款変更認可申請書の内容の一部を変更するものです。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧				
第1表 接続料金				
第1 網使用料				
1 (略)				
2 料金額				
2-1 端末回線伝送機能				
2-1-1 基本額				
2-1-1-1 基本料				
				月額
区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,796円
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,201円
2-1-1-1の2～2-4 (略)				
2-4の2 音声パケット変換機能				
区 分		単 位	料金額	備 考
音声パケット変換機能	IGSで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0020585円	
2-5～2-6の2 (略)				
2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能				
2-6の3-1 (略)				
2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額				
				都道府県の区域ごとに月額
区 分		料金額	備 考	

新				
第1表 接続料金				
第1 網使用料				
1 (略)				
2 料金額				
2-1 端末回線伝送機能				
2-1-1 基本額				
2-1-1-1 基本料				
				月額
区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,304円
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,249円
2-1-1-1の2～2-4 (略)				
2-4の2 音声パケット変換機能				
区 分		単 位	料金額	備 考
音声パケット変換機能	IGSで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0021511円	
2-5～2-6の2 (略)				
2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能				
2-6の3-1 (略)				
2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額				
				都道府県の区域ごとに月額
区 分		料金額	備 考	

イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	103,583円	—
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	133,960円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	156,008円	
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	174,111円	
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	189,145円	
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	202,426円	
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	214,391円	
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	225,480円	
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	235,693円	
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	245,467円	
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	318,658円	
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	371,246円	
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	414,190円	
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	450,997円	
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	483,421円	
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	513,214円	
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	539,939円	
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	565,349円	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	588,567円	
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	771,212円	
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	906,076円			
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,017,269円			
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,113,995円			
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,200,640円			
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,279,832円			
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,353,764円			
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,422,874円			
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,488,039円			

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

		単位料金区域ごとに月額	
区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	226,098円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	292,387円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	340,494円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	379,988円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	412,784円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	441,752円

イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	67,027円	—
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	86,456円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100,403円	
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	111,753円	
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	121,085円	
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	129,551円	
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	137,151円	
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	144,175円	
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	150,621円	
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	156,491円	
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	202,494円	
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	235,515円	
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	262,190円	
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	285,403円	
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	305,731円	
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	324,040円	
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	340,906円	
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	356,618円	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	371,177円	
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	485,607円	
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	570,035円			
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	639,750円			
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	700,811円			
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	755,814円			
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	806,201円			
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	853,126円			
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	897,167円			
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	938,611円			

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

		単位料金区域ごとに月額	
区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	220,745円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	284,643円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	330,481円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	367,764円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	398,392円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	426,169円

		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	467,850円	
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	492,033円	
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	514,303円	
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	535,616円	
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	695,154円	
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	809,716円	
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	903,225円	
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	983,337円	
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,053,880円	
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,118,681円	
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,176,784円	
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,232,015円	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,282,462円	
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,678,798円	
		3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,970,827円	
		4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,211,182円	
		5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,419,957円	
		6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,606,723円	
		7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,777,221円	
		8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,936,236円	
		9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,084,724円	
		10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,224,600円	

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区 分		単 位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般收容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0.61622円	

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	451,094円	
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	474,118円	
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	495,241円	
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	514,463円	
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	664,853円	
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	772,467円	
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	859,169円	
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	934,464円	
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,000,253円	
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,059,387円	
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,113,769円	
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,164,349円	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,211,126円	
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,576,236円	
		3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,842,486円	
		4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,060,256円	
		5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,249,508円	
		6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,418,799円	
		7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,572,880円	
		8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,715,554円	
		9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,848,723円	
		10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,973,336円	

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区 分		単 位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般收容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0.58214円	

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(24) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,712,989円	
(25) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	4,229,167円	
(26) 閉門交換機接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.61622円	
		1秒ごとに	0.0043684円	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 一般中継系ルータ交換伝	一般中継局ルータ等により通信の交換又は伝送を行う機能（優先パケットに係	ア 最優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00033706円
		イ 高優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00032582円

(24) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,602,938円	
(25) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	4,270,833円	
(26) 閉門交換機接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、SIPサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.58214円	
		1秒ごとに	0.0037731円	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 一般中継系ルータ交換伝	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係	ア 最優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00024763円
		イ 高優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00024567円

送機能	る交換及び伝送を行う機能を含む。)	ウ 優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	<u>0.00028088円</u>	
		エ ベストエフォートクラス	1 Mbit まで ごとに月額	<u>0.00028088円</u>	

附 則（平成30 年6月15 日西設相制第2号）

1～8

（経過措置）

9（略）

（1）（略）

（2）料金額

区 分		単 位	料金額	備考
IP電話に係る一般中継系ルータ交換伝送機能	IP通信網（専らIP電話の提供の用に供すものに限り、）において一般中継局ルータ等により、通信の交換又は伝送を行う機能	1 Mbit まで ごとに月額	<u>0.00200286円</u>	

送機能	る交換及び伝送を行う機能を含む。)	ウ 優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	<u>0.00022798円</u>	
		エ ベストエフォートクラス	1 Mbit まで ごとに月額	<u>0.00019653円</u>	

附 則（平成30 年6月15 日西設相制第2号）

1～8

（経過措置）

9（略）

（1）（略）

（2）料金額

区 分		単 位	料金額	備考
IP電話に係る一般中継系ルータ交換伝送機能	IP通信網（専らIP電話の提供の用に供すものに限り、）において一般中継局ルータ等により、通信の交換及び伝送を行う機能	1 秒ごとに	<u>0.0014406円</u>	

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

第1章 総則
(用語の定義)

第3条 (略)

用語	意味
1～89-2 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。））以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）

第1章 総則
(用語の定義)

第3条 (略)

用語	意味
1～89-2 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。））以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。 <u>また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。</u>

料金表

第1表 接続料金

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	
	1芯式のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額

料金表

第1表 接続料金

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	
	1芯式のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額	

1項の表中第5欄で接続する場合)		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規定する料金額		
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規定する料金額		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額
	エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)		(略)	(略)	(略)	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,770円		
② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		4,998円				
(4)～(5) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円	
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円		

1項の表中第5欄で接続する場合)		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②欄に規定する料金額		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③欄に規定する料金額		
	エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)		(略)	(略)	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの		1回線ごとに	4,540円	
(4)～(5) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,204円	

場合)		帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円	続する 場合)		信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,204円	_____	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円								
			③ ①②以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,885円				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,270円		
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,499円					① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに		2,204円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円				(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合		① 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円								

			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,204円							
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円													
			③ ①以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,885円				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,270円							
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,499円													
	イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	①	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,360円			イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,794円	—						
②			平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,003円														
(イ)			保守の区別がタイプ1-2のもの	①	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,360円												
				②	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,003円												
				(イ)	保守の区別がタイプ1-2のもの											(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,794円	

		(ウ) (7)(イ) 以外の もの	① 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,427円
			② 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,060円

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線 ごとに	1,844円
--	--	-----------------	------------	--------

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 (第5条 標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを 含むものに 限ります。) により1芯に て伝送を行 う機能	ア 保 守の区 別がタイプ 1-1の もの	(7) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,020円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、515円を 加算した料金額 接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる515円のうち、 504円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
			(イ) 平成31 年4月1 日から平 成32年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 (第5条 標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを 含むものに 限ります。) により1芯に て伝送を行 う機能	ア 保 守の区 別がタイプ 1-1の もの	(7) 平成31 年4月1 日から令 和2年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	1,570円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料 金額 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料 金額に、406円を 加算した料金額 接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる406円のうち、 398円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
			(イ) 令和2 年4月1 日から令 和3年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (7)欄に規定す る料金額 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。

			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				
			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額				接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、227円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる227円のうち、224円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに				2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,570円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに				2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。					

			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、227円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる227円のうち、224円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,078円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	1,613円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		1回線ごとに		2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		1回線ごとに		2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ)平成32年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ)令和3年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、235円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる235円のうち、231円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	(7) (イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1第6	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	177円	

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用が	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 1 芯式のもの	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額	

		欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	169円	
	ウ (略)			(略)	(略)	
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)			(略)	(略)	—
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,360円	—
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,003円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,360円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,003円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,427円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,060円	

ない場合の加算料		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	168円		
	ウ (略)		(略)	(略)		
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)			(略)	(略)	—
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号主端末回線ごとに	1,794円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1光信号主端末回線ごとに	1,794円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの		1光信号主端末回線ごとに	1,844円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,570円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、227円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる227円のうち、224円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,570円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		1 光信号主端末回線ごとに			2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		1 光信号主端末回線ごとに			2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		1 光信号主端末回線ごとに			令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、227円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる227円のうち、224円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2,078円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		ウ アイ以外のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,613円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

			(ウ) <u>平成32年4月1日以降に適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	<u>平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>355円のうち、349円</u> のみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-------------------------------	---------------	--	--

			(ウ) <u>令和3年4月1日以降に適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	<u>令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、235円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>235円のうち、231円</u> のみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------------	---------------	---	--

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。